

公認会計士制度の概要

1. 公認会計士とは

公認会計士は、公認会計士法（以下「法」という。）によってその資格が認められた職業的専門家であり、他人の求めに応じ報酬を得て、

- ① 財務書類の監査証明の業務
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査、立案、相談の業務を行うことを業とする。

2. 公認会計士の業務

(1) 財務書類の監査証明業務

企業は、証券取引法に基づくディスクロージャー制度等により、その財務内容を「損益計算書」や「貸借対照表」等の財務諸表として公開することを義務づけられており、株主や一般投資家等は、それらを見ることによって、その企業の経営成績や財政状態を知ることができる。

公認会計士は、それらの財務諸表の内容が適正であるかどうかについて、公平な第三者の立場から監査を行い、適正であると認めた場合には、その旨を証明する。

① 法定監査

ア 証券取引法監査（証券取引法第 193条の 2）

証券取引所に株式を上場している会社等が、証券取引法の規定に基づき提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務書類について、監査証明を行うもの。

イ 商法監査（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 4 条）

資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社が、商法の規定に基づいて作成する貸借対照表、損益計算書等について、監査を行うもの。

ウ 私立学校法人監査（私立学校振興助成法第14条）

私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受けた学校法人が作成する貸借対照表、収支計算書その他の財務に関する書類について、所轄庁が指定する事項について監査を行うもの。

エ 労働組合監査（労働組合法第 5 条）

労働組合が作成する、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告について正確であることを証明するもの。

オ 政党助成法監査（政党助成法第19条）

政党交付金の交付を受けた政党が提出する報告書のうち、政党交付金の総額、政党交付金による支出の総額等の法律に規定された事項について、監査を行うもの。

カ 協同組織金融機関に対する監査（信用金庫法第37条の2、労働金庫法第39条の2、協同組合による金融事業に関する法律第5条の5、農林中央金庫法第24条ノ2）

信用金庫、労働金庫等の協同組織金融機関のうち、政令で定める一定規模以上のものが作成する業務報告書、貸借対照表、損益計算書等について、監査を行うもの。

② その他の制度監査

法律には基づかないが、各団体の規約等において制度として定められている監査には、次のようなものがある。

ア 日本体育協会加盟団体監査

イ 中小企業投資育成会社投資先監査

ウ 東京工業品取引所商品取引員監査 等

③ 任意監査（相手方からの要請等に応じ、任意に行う監査）

(2) 財務書類の調製、財務に関する調査、立案、相談の業務

公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て公認会計士の名称を用いて、

①会計・経理の指導及び助言等、②コンサルティング業務等を行うことができる。

3. 公認会計士試験

公認会計士試験は第1次～第3次に分かれており、その執行は公認会計士法に基づき、公認会計士審査会が行う。（法第5条、第15条）

第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかの判定を目的としており、大学卒業者等は免除される。

第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかの判定を目的とし、短答式と論文式に分かれている。この第2次試験に合格すると、「会計士補」となる資格を得ることができる。

（注）会計士補

会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補の名称を用いて、監査証明業務について、公認会計士又は監査法人を補助する。

また、会計士補は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財

務に関する調査、立案、相談を業として行うことができる。

第3次試験は、第2次試験に合格し、1年以上の実務補習、2年以上の業務補助（又は実務従事）を終えた者が受験でき、この第3次試験に合格すると、「公認会計士」となる資格を得ることができる。

4. 公認会計士審査会

公認会計士審査会は、会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議するため並びに公認会計士試験の執行のために、公認会計士法に基づき金融庁に設置されている。（法第35条）

審査会は、10名以内の委員をもって組織され、委員は内閣総理大臣が任命する。（法第36条）

5. 公認会計士の登録

公認会計士又は会計士補となる資格を有する者が、公認会計士又は会計士補となるためには、日本公認会計士協会に備えられた「公認会計士名簿」又は「会計士補名簿」に氏名、生年月日等を登録する必要がある。（法第17条、第18条）

また、公認会計士の登録を行った者は、日本公認会計士協会へ加入する義務が生じる強制加入方式となっている。（法第46条の2）

なお、平成14年10月末現在で、公認会計士登録者は14,318名、会計士補登録者は4,601名となっている。

6. 監査法人

監査法人は、公認会計士法に基づき、5人以上の公認会計士が集まって大蔵大臣の認可を得て設立する法人である。（法第34条の4）

監査法人は、財務書類の監査証明の業務を主としている。なお、監査証明の業務に支障のない限り、定款に規定すれば「財務書類の調製、財務に関する調査、立案、相談の業務」、「会計士補又はその資格を有する者に対する実務補習」も行うことができる。（法第34条の5）

監査法人制度は、経済の発展に伴う企業の規模の拡大、多角化等に対応し、充実した監査を行い責任ある証明を行うため、公認会計士の協同組織体である監査法人を通じて組織的な監査を有効適切に行うことにより、監査水準の向上を図ることを目的として、昭和41年の公認会計士法の改正により創設されたものである。

なお、平成14年10月末現在で監査法人は147法人となっている。

7. 日本公認会計士協会

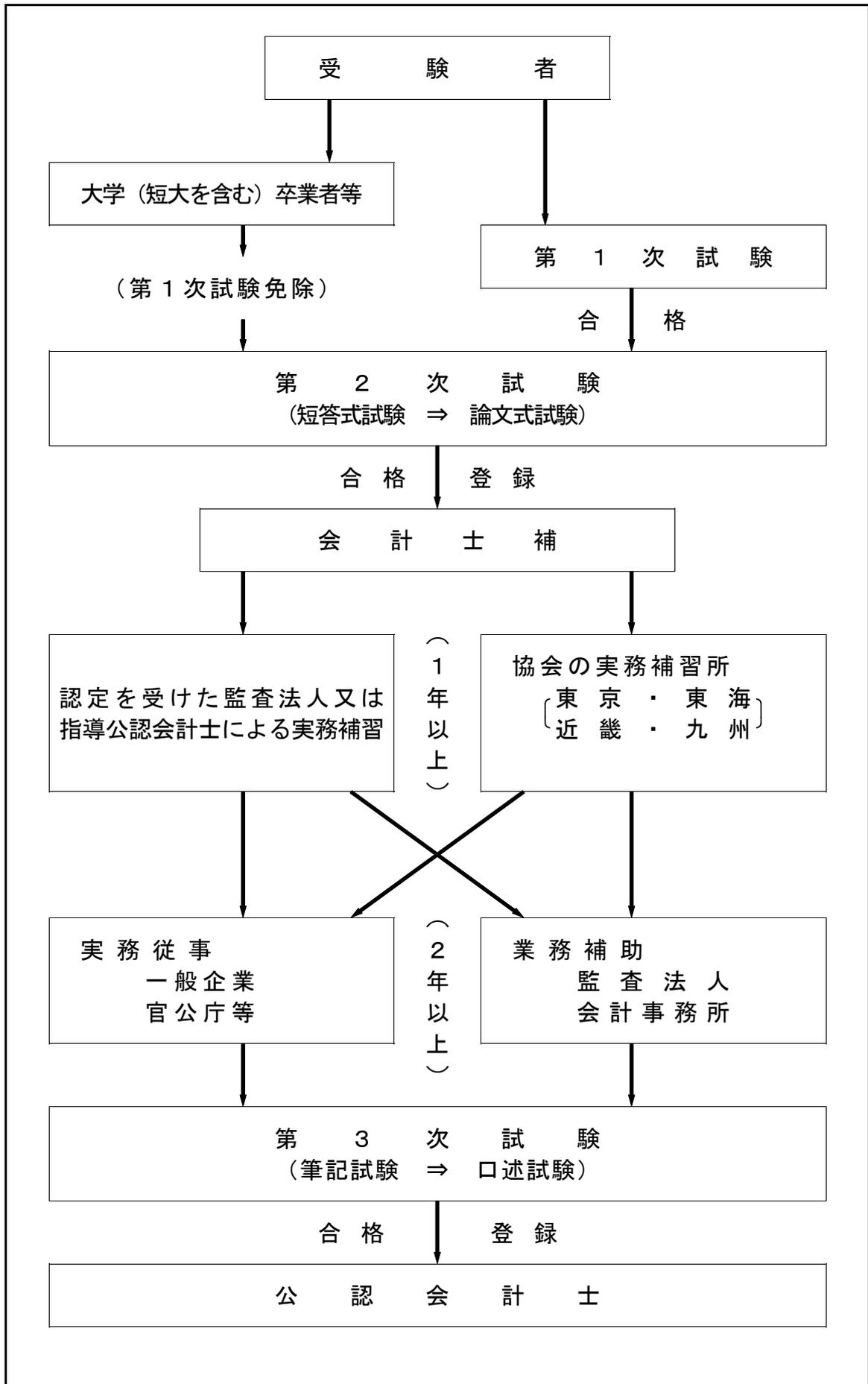
日本公認会計士協会は、公認会計士の品位を保持し、監査業務その他公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士、会計士補等の登録に関する事務を行うことを目的として、公認会計士法に基づいて設立されている。（法第43条）

公 認 会 計 士 の 登 録 状 況

年 月 末	公 認 会 計 士 登 録 者 数	会 計 士 補 登 録 者 数	監 査 法 人		被 監 査 会 社 数			
			所 属 公 認 会 計 士 数	証 取 法 監 査 A	商 法 監 査 B	学 校 法 人 監 査 C	投 資 育 成 会 社 の 投 資 先 の 監 査 D	
	人	人	法 人	人	社	社	法 人	社
昭和40. 3	2,086	675	—	—	2,226	—	—	—
45. 3	4,062	869	24	562	2,313	—	457	455
50. 3	4,927	1,520	34	1,331	2,533	—	664	603
55. 3	5,833	2,303	58	1,852	2,711	721	2,886	718
56. 3	6,233	2,101	63	2,076	2,724	748	3,421	749
57. 3	6,710	1,796	71	2,408	2,747	796	3,852	818
58. 3	7,148	1,532	76	2,483	2,763	856	4,054	882
59. 3	7,349	1,502	83	2,921	2,796	910	4,151	925
60. 3	7,628	1,456	88	3,185	2,841	2,126	4,157	934
61. 3	7,816	1,504	89	3,304	2,889	2,399	4,137	874
62. 3	8,005	1,687	90	3,493	2,923	2,608	4,277	889
63. 3	8,195	1,815	94	3,631	2,984	2,905	4,440	893
平成元. 3	8,360	1,956	99	3,743	3,040	3,226	4,673	925
2. 3	8,668	2,170	98	3,906	3,187	3,618	4,915	955
3. 3	9,025	2,368	112	4,271	3,307	4,041	5,118	978
4. 3	9,289	2,652	120	4,592	3,392	4,576	5,327	998
5. 3	9,682	2,959	121	4,874	3,463	5,058	5,530	1,048
6. 3	10,160	3,037	122	5,138	3,596	5,298	5,694	1,077
7. 3	10,436	3,394	122	5,380	3,833	5,483	5,777	1,089
8. 3	10,787	3,609	126	5,549	3,960	5,617	5,880	1,058
9. 3	11,145	3,829	128	5,741	4,059	5,807	5,975	991
10. 3	11,723	3,862	135	5,987	4,135	5,878	6,089	990
11. 3	12,178	3,939	142	6,199	4,219	5,880	6,155	1,039
12. 3	12,682	4,080	144	6,367	4,220	5,963	6,141	1,053
13. 3	13,209	4,289	148	6,677	4,446	6,060	6,176	1,002
14. 3	13,734	4,569	147	6,899	N. A	N. A	N. A	N. A
14. 10	14,318	4,601	147	N. A	N. A	N. A	N. A	N. A

- (注) 1. 監査法人設立第1号は、昭和42年1月19日である。
 2. 被監査会社数は、日本公認会計士協会の調査による。
 3. 法定監査は上記のA～Cのほか「労働組合監査」、「政党助成法監査」等があり、それ以外にはDを始めとする制度監査及び任意監査がある。
 4. Aには、商法監査の対象となる会社が含まれており、Bは、商法監査のみを対象とする会社数である。

公認会計士までのコース



公 認 会 計 士 試 験 の 概 要

	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験	第 3 次 試 験
目 的	一般的学力を有するか否かの判定	会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定	公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定
受験資格	制限なし	(1)第1次試験合格者 (2)第1次試験を免除された者	第2次試験に合格し、1年以上の実務補習及び2年以上の業務補助又は実務従事を経た者
試験科目	国語、数学、外国語（内閣府令で英語と規定）、論文	〔短答式試験〕 会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）及び 商法 〔論文式試験〕 必須科目は短答式試験科目と同じ 選択科目は、経営学、経済学及び民法の中から2科目	財務に関する監査実務、財務に関する分析実務、その他の会計実務（税に関する実務を含む）、論文
試験方法	筆記試験	短答式試験（択一式を含む）及び短答式試験に合格した者に対しては論文式による筆記試験	筆記試験及び口述試験
試験免除	(1)大学（短期大学・高等専門学校を含む）卒業生 (2)4年制大学に2年以上在学し、44単位以上を修得した者 (3)司法試験第1次試験又は不動産鑑定士試験第1次試験に合格した者 (4)専修学校の専門課程を修了した者 等	(1)3年以上大学等の教授、助教授の職にあった者及び博士号を授与された者 (2)司法試験及び不動産鑑定士試験の第2次試験合格者 (注) (1)、(2)とも直接関連する科目のみ免除	筆記試験で公認会計士審査会が相当と認める成績を得た者については、申請によりその後行われる2年間の筆記試験を免除する。

公認会計士審査会の概要

設置根拠 : 公認会計士法(以下「法」という)第35条

設置年月日 : 昭和27年8月1日

設置目的 : 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関し、調査審議すること、並びに公認会計士試験を行うことを目的としている。(法第35条)

委員 : 定数10人以内(現員9人)、非常勤
公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命
任期 2年

試験委員 : 公認会計士審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。
試験委員は、内閣総理大臣が任命する。(法第38条)
(現在 第1次 - 8名, 第2次 - 36名, 第3次 - 27名)